地球温暖化対策推進法(温対法)に基づく「促進区域」に係る環境配慮基準の策定

資料5

温対法に基づき、市町が定める「促進区域」の設定に関する基準を 県の環境配慮基準として定める。



再エネ導入を促進する区域を適切に設定するための基準



再エネ導入を制限する区域

◆ 温対法改正の背景

地域の脱炭素を実現するためには、<mark>地域の裨益につながる再エネの活用</mark>が重要であり、環境への配慮を踏まえた<mark>地域の課題解決に 貢献する再エネの活用</mark>を目指す「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みが地方公共団体実行計画制度において創設された。

◆ 温対法に基づく促進区域制度

関係者との合意形成を図ったうえで、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域「促進区域」を市町が設定

「促進区域」の設定に対するメリット

- ・環境に配慮した適切な再エネの立地誘導が促進される。
- ・促進区域内において再エネ導入を進める事業者が行う手続きが簡略化される。
- ・国からの支援制度(重点対策加速化事業など)において優遇措置される。 など

◆「促進区域」設定の流れ

国 全国一律の環境配慮基準※の策定 県 地域の実情に応じた環境配慮基準※の策定 市町 国や県の環境配慮基準を踏まえ、関係者との合意形成 を図ったうえで「促進区域」を設定

※ 環境配慮基準によって「促進区域」から除外すべき区域等を設定

国や県が定める除外すべき区域

自然環境保全地域

国立公園の特別保護地区

国指定鳥獣保護区の特別保護地区 など

国や県が定める考慮すべき区域・事項

(考慮すべき区域)

生息地等保護区の監視地区

砂防指定地 など

(考慮すべき事項)

希少種の生息・生育への支障

騒音など生活環境への支障 など

県 環境配慮基準 策定スケジュール案

令和5年度

4~6月

7~9月

10~12月

1~3月

市町等の意見をふまえた。素案の策定

審議会や議会等の意見を反映

パブコメの実施

策定